

いじめ防止基本方針

平成30年3月

安田町立安田小学校

1. 基本方針の目的

本基本方針は、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等のための対策を総合的、効果的に推進するために策定する。

また、本基本方針は、国、県、安田町の基本方針と連動し、いじめの早期発見、対策等への取り組みの基本として策定する。

2. いじめの定義

第2条に規定されているいじめの定義を踏まえつつ、個々の行為がいじめにあたるかどうかをいじめられた児童の立場に立って判断する。

また、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するとともに、第22条の「がっこうにおけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用し判断する。

けんかやふざけあいであっても、被害状況を把握し適切に判断するとともに、インターネットやスマホでの書き込み事象についても情報を共有し組織的な対応を行う。

さらに、重大な事象においては、教育委員会や警察等との連携を図りながら対処していく。

3. 基本方針の目標と取り組みの視点

いじめ問題の根本的解決のためには、未然防止の取り組みを進めることが重要であるため、学校としていじめを許さないという決意を児童、教職員がしっかり持ち、いじめを見逃さず、みんなで観察し合う状況を作っていくことが重要である。そのため、いじめを知らせてくれた児童を守る体制作りをしていくとともに、その過程で人とのふれあうことに萎縮することがないように、学校組織全体で問題に取り組みながら、一人ひとりの児童の話をしっかり聞く体制作りを努める。

こうした取り組みを進めるにあたっては、高知県の提唱する以下の4つの視点を大切にしながら取り組んでいく。

①児童の変化に気づく力を高める

教職員がしっかりと人権感覚を持ち、児童の小さな変化に気づく力を身につける。

②児童が「夢」や「志」をもてる学校づくり

児童一人ひとりが、夢や志を持てる教育活動を進めるとともに、学校組織全体でそれを応援する体制づくりを行う。

③人と人との結びつきを強める

家庭・地域・学校のつながりを強め、児童同志のつながり、教員と児童のつながり、保護者と児童、保護者と教員、地域と学校のつながりを重視した取り組みを進める。

④みんなで児童を守り、育む

学校に関わるすべての機関と連携し、児童を守る体制をつくるとともに、組織的な視点や連携、協同の視点で地域全体で児童を守っていく意識付けをおこなう。

4. いじめ防止に向けた基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有するとともに、いじめの定義を定期的を確認し合い、児童の様子を報告し合う場（職員会・支援会）を設定する。

併せて、児童にいじめに向かわせないための学校・学級での指導を行うとともに、指導についての研修を実施し、学校組織として統一した指導を実施する。

5. いじめ防止対策のための組織

【組織の役割】

- ①相談・通報を受ける窓口としての役割
- ②情報の収集と記録、共有を行う役割
- ③アンケート調査、聞き取り調査等による事実確認を行う役割
- ④いじめであるかの判断を行い、指導の体制、対応方針決定等の組織的対応の中核としての役割

(1) 校内組織

校内でのいじめ等の状況確認のために、定期的に行う報告・対策を検討する組織

①職員会→毎週

学級の児童の様子や報告及びいじめにつながる事象の確認

事象が確認されれば、対策の話し合い及び対策実施に向けた指導の確認・実施

②校内いじめ防止対策委員会（支援委員会）→月1回

いじめ防止及び事象の確認を定期的に行うために、管理職、生徒指導担当、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、養護教諭、該当学級の担任を委員として報告・確認

事象が確認されれば、学校組織として取り組むべき事の確認と対策実施に向けた具体的方策の確認

(2) 外部機関と連動した組織

①学校、地域関連機関合同検討会→事象に応じて招集

管理職・養護教諭・特別支援コーディネーター・該当学級担任・地域の保健師及び広域の保健師、専門機関担当者、医療機関関係者、教育委員会の担当及び役場の担当等によるケース検討及び状況の把握と対処方法の検討

学校の組織としての対応アドバイス及び関連機関への関わりの支援方法の提案

②重大事象対策委員会→重大事態が起こった場合に招集（地教委と相談後設置）

学校教職員（全教職員）・教育委員会職員・安田町関連機関職員・警察機関の担当者等によるいじめの事象に関する報告とその対処についての検討及び対策の検討（学校アンケートや学校での話し合いの実施状況を確認し、第三者委員会の設置の検討を行う。）

※ 第三者委員会等の設置の必要性が出てきた場合は、安田町、安田町教育委員会と連携し、第三者委員会で検討された内容を検討し、重大事象対策委員会で事後の対応にあたる。

6. 学校の取り組み

(1) いじめの未然防止に関すること

①児童に関する取り組み

- 夢や志を喚起し豊かな人間性を育む教育を推進する。
- 学力向上、基本的な生活習慣の確立、社会性の育成を通してキャリア教育を推進する
- 自尊感情や豊かな感性を育む教育を推進する。
- いじめに正面から向き合うことができるよう道徳教育を推進する。
- 個性を認め合える仲間作りを推進する。
- 情報モラル教育を充実させ、見えにくいインターネット上でのいじめについて考えさせるとともに、その危険性や使用についてのモラルについて考えさせる。
- 各学級での話し合いの場を設け、話し合いを通じていじめのない学級づくりについて考えさせる。また、その意見を持ち寄り児童会、児童集会の場でいじめのない学校づくりのための自主的討論の場を設定する。

②家庭、保護者への働きかけ（学校～保護者～児童）

- 人や物を大切にすることを育てる。
- 他者を傷つけることの重大さに気づかせ、他者を思いやる心を日常の中で育む。
- スマートホンやインターネットを扱うルール作りを行う。
- 地域での様々な体験をとおして、集団の一員としての自覚や自信を育む。

(2) いじめの早期発見に関すること

①児童に関する取り組み

- 日常的な教職員による児童観察と声かけの実施
- 個人面談やアンケート（年2回）を実施するとともに、休み時間や放課後を利用し情報収集を行う。
- いじめ相談窓口やいじめ相談電話窓口の周知を行う。
- 校内で相談できるスクールカウンセラーや教員の周知及び定期的聞き取りを行う。
- 日常的な校内巡視を行い、教室内の状態、掲示物等の状況に異常があればすぐにその原因究明に努め、迅速な対応を図る。

②家庭、保護者への働きかけ（学校～保護者～児童）

- 家庭での児童との会話を多くする。
- 服装の乱れや汚れ等について気を配る。
- 児童の持ち物に気を配り、なくなったり増えたりしていないかを観察する
- 家庭で児童が悩みを打ち明けられる雰囲気や日常生活の中でつくっておく

(3) いじめの早期対応に関すること

○学校の対応

- ・聞き取り調査・アンケート等の実施（状況把握と対応のため）
- ・職員会での対応策の検討・実施に向けての周知徹底
- ・臨時学級懇談での状況説明会の実施及び学校対応策の周知
- ・授業中・休み時間の複数教員による観察・指導の実施
- ・教育委員会への報告（文書）
- ・定期的な対応策の確認
- ・いじめの原因の究明と学校組織としての取り組みによる根本的な解決策の検討・実施
- ・該当児童・保護者を集めての話し合いの実施

【暴力を伴う場合】

①児童に関する取り組み

○いじめられた児童に関する取り組み

- ・カウンセリングの実施（スクールカウンセラー・養護教諭）
- ・逃げる場所の設定（校内で安心して過ごせる場所→保健室・校長室）
- ・学級担任による定期的な面接の実施

○いじめた児童に関する取り組み

- ・いじめた側の児童の観察（授業中・休み時間：担当を決めて）
- ・いじめの背景や原因を聞き取り、根本的解決に向けてのカウンセリングの実施（管理職・スクールカウンセラー・養護教諭・学級担任）
- ・医療機関、関係機関（児童相談所・地域保健師）と連携し、要因と背景手立て等について検討し方策を実施

②保護者に対する働きかけ

○いじめられた児童の保護者に対する働きかけ

- ・学校の取り組みへの理解のお願いと児童との会話による心のケアの促進
- ・問題解決に向けた学校の取り組みと、取り組みの経過の定期的発信
- ・スクールカウンセラー来校日の相談活動の促進

○いじめた児童の保護者に対する働きかけ

- ・いじめた側の児童、保護者に対する適切な対応（謝罪等）の促進
- ・学校の対応への理解と事実を受け止める事を促す。
- ・児童の状況に応じて、関連機関への相談、医療機関への受信等を促す
- ・定期的に学級担任、担当教員から連絡し、日常の様子を確認する
- ・スクールカウンセラー来校日の相談活動の促進

【暴力を伴わない場合】

①児童に関する取り組み

○いじめられた児童に対する働きかけ

- ・基本的には暴力を伴う場合と同様の取り組みを行う。
- ・いじめを受けた要因を把握し、場面に応じて学級担任やスクールカウンセラー、養護教諭同席のもと、当事者間での話をさせ、根本的な解決を図る。
- ・集団対1人の場合は、特に登校から下校までの間、学級担任等が配慮し当該児童が学級の中で他の児童と話ができる雰囲気や状況をつくり、学級の中で孤立しないよう注意していく。

○いじめた児童に対する取り組み

- ・基本的には暴力を伴う場合と同様のと利組を行う。
- ・学級指導の中で、いじめは絶対許されない行為である事を認識させるための学級会を開き、根本的な解決を図る。
- ・いじめた側が集団である場合は、該当児童一人ひとり個別の面談を行い事実確認を行うとともに、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。

②保護者に対する働きかけ

- いじめられた児童の保護者、いじめた側の児童の保護者への対応については暴力を伴う場合と同様の働きかけを行う。

【該当児童以外の児童・保護者への対応】

①児童に関する取り組み

- 傍観することはいじめに荷担することと同じであることを認識させ、いじめられている児童の苦しみを理解させる。
- 友達の言いなりにならず、自らの意思で行動することの大切さに気づかせるとともに、してはならないことに対して注意をするという行動ができるよう学級活動をとおして指導して行く。

②保護者に対する働きかけ

- 学級懇談を開き、事実の報告を行う。
- 該当事象に対する学校の考え方、対策等について理解してもらうとともに傍観者にならないよう家庭での話をしてもらう。

※重大事象が発生した場合は、全保護者対象の説明会を実施し、報告を行うとともに第三者委員会や必要に応じて行われる委員会の報告を行うとともに、学校の対応策等の説明を行う。

7. 地域・家庭との連携

(1) 家庭での取り組み

- 自分の子どもに関心を持ち。子どもの寂しさやストレスに気づく事のできる親になれるように啓発する。
- いけないことをしたときに叱る事のできる親に、頑張ったときには、褒めることのできる親をしっかり意識させる。
- 父親の存在が大きく影響することを伝え、父親の子育てへの積極的参加についての啓発を行う。
- スマホやタブレット、パソコン等を使うルールを家庭で作るよう呼びかける。

(2) 地域での取り組み

- 子どもたちを地域の宝として育てる意識を持ち、子どもたちが地域に守られているという安心感が持てる地域づくりを行う。
- 子どもたちと地域住民が顔見知りになり、地域が守ってくれるという意識が持てるよう挨拶の励行や声がけをお願いする。
- 地域の公園や遊び場などで、子どもが困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけてもらう。

8. 学校評価の実施

- 学校関係者評価表へのいじめ問題への取り組みについて自己評価を行うとともに、その結果を教育委員会へ報告する。

9. 関係法令

(1) 教育基本法

第4条 「教育機会均等」

第6条2 「学校教育」

第10条 「家庭教育」

(2) 学校教育法

第4章 小学校 第35条

(3) いじめ防止対策推進法

第1章 総則（定義） 第2条 第12条